

申請前チェックリスト【第2弾の申請】

初めに、申請する期間に、☑をつけてください。

第2弾：5月20日～31日

第1弾（4月26日～5月19日）は申請済みである。

次に、チェック1の各項目を確認し、当てはまる場合は、☑してください。

チェック1

① 飲食店営業許可（食品衛生法第52条）を受けています。

② <通常営業時>

酒類を夜8時半から翌日11時までの間に提供していた。

③ 性風俗関連特殊営業を行う店舗ではない。

④ 暴力団や暴力団員と関係がある店舗ではない。

⑤ 店舗の屋内に常設の飲食スペースがある。

⑥ <第2弾：5月20日～31日>

全ての期間で、営業時間短縮または休業を実施した。

⑦ <第2弾：5月20日～31日>

全ての期間で、営業時間は、朝5時から夜9時までとし、

酒類の提供は、朝11時から夜20時半までとした。（休業を含む）

上記の①～⑦の項目について、

チェック☑が、全部(7個)の方 ➡

裏面の「チェック2」へ
進んでください。

チェック☑が、1～6個の方 ➡

協力金の対象ではありません。

チェック2

書類を①～⑫の順番に並べてください。

- ①□ 申請書
 - ②□ 誓約書
 - ★③□ 飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し
 - ★④□ 店舗名や屋号等が確認できる外景写真
 - ★⑤□ 屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真
 - ★⑥□ 通常営業時間が分かる写真等
 - ⑦□ **営業時間短縮の告知が分かる写真等**
 - ★⑧□ 営業活動を行っていることが分かる書類（いずれか1つ）
 - ・直近の確定申告書の写し
 - ・直近2か月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し
 - ・上記が困難な場合は、光熱水費の検針票などの写し
 - ★⑨□ 酒類の提供を行っていることが分かる書類等（いずれか1つ）
 - ・申請時点で使用しているメニュー表の写し
 - ・直近2か月以内の仕入れ伝票の写し
 - ★⑩□ 本人確認書類（いずれか1つ）※法人の場合は代表者のもの
運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し
 - ★⑪□ 協力金の振込先の通帳（見開き1・2ページ目の両方）の写し
- <売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や
売上高減少額方式により1日当たりの売上高を計算する場合>
- ⑫□ 1日当たりの売上高が確認できる書類の写し

上記の①～⑪・⑫の項目について、

(1) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円となる場合



①～⑪の書類を揃えて申請してください。

(2) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や
売上高減少額方式により1日当たりの協力金を計算する場合



①～⑪・⑫の書類を揃えて申請してください。

💡 第1弾の申請後、1か月以内に第2弾を申請する場合、

★印（③～⑥・⑧～⑪）は省略可

(ただし、第1弾の申請から変更がある場合は添付が必要)